

# 農地・水・環境保全だより 第41号

編集・発行 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

## 活動組織の紹介

あしざかのうち みすほぜんそしき  
足坂農地・水保全組織(津市)

設立年 平成25年

構成員 代表1名、書記1名、会計1名、会員13人、営農組合1組合、まめカフェ(女性ボランティア11名)

高齢化・後継者不足により、比較的条件的にいい農地であっても、耕作放棄が発生する状況が強まっている中、一部で荒地が発生すれば、雪崩的に農地が荒れることに対し、集落として危機感を抱いていた。

特に、条件の悪い傾斜地では、荒れる危険性が高いため、傾斜地に農地を有する所有者が集まり、共同意識を高めて、ともに集落内の条件不利農地を守っていく取り組みを開始することになりました。

農地維持活動として、自治会や老人会の協力を得て、地域の草刈りや水路の維持管理に取り組むのはもちろんのこと、特色ある活動として、足坂農家組合の女性部のボランティアが中心となって、古民家を活用した地域の交流の場、地域の絆を深める場として「まめカフェ」を運営しています。

また、美里町にある、みさとの丘学園の子どもたちと田植え作業を行い、農業の楽しさや興味を知ってもらう取り組みを行っています。



地域の共同活動



女性部のボランティアのまめカフェ



地域の小学校との田植え体験学習会

その他、組織の活動に賛同いただける企業と、草刈り等の共同作業や、たけのこの収穫体験を行いました。農業とのかかわりが普段はない方にでも、収穫の喜びだけではなく、草刈り等の日々の地道な活動の大切さも知っていただける場となっています。

交流活動以外でも、農道の法面に、「地域の花桃街道を作ろう」を合言葉に、花桃の植付作業や草刈作業を行い、維持管理をしています。私たち組織の活動地域である美里町足坂地域は、グリーンロードと国道163号線（旧伊賀街道）が交わる場所で目に留まりやすく、美里を行き交う方々に、このような活動も農業の一環であることを周知しています。

江戸時代から地域で栽培していた大豆が、優良な品種であったことから「美里在来」として、生産・販売に力を入れ、地域おこしに取り組んでいます。



島根県的美郷町の交流に繋がった獣害対策



島根県的美郷町と共同で開発した商品



大豆『美里在来』とその『きな粉』

また、同じ町名であることが縁で、獣害対策などを通じて島根県的美郷町の団体と相互の訪問による地域間交流を行い、地域の活動を活発に行っています。

組織の構成員の力はもちろんのこと、いろいろな方との経験の積み重ねが力となり、農業を継承していくための取り組みを行っています。

時代の流れにより集落機能を維持していくことが困難となってきたが、様々な活動により、集落内の一体感は醸成されている。このまとまりの良さは、周りの集落からも羨まれる状況でもあります。

これは、一朝一夕で築かれるものではなく、活動の積み重ねの賜物です。今後も現在の活動を継続していくことが非常に大切であり、課題があります。

里山の近くある美里町の足坂地区は、獣害の被害について深刻でしたが、江戸時代から栽培されていた『美里在来大豆』の栽培・普及に力を入れ、地元の女性ボランティアの尽力により、『まめカフェ』を開設し、地区内外の憩いの場を作っています。

そのような地域の活動に取り組むなか、同じ地名が縁で島根県的美郷町との交流が始まり、獣害対策を中心に、地域振興に繋がった先進地の視察を行って、交流を続けています。

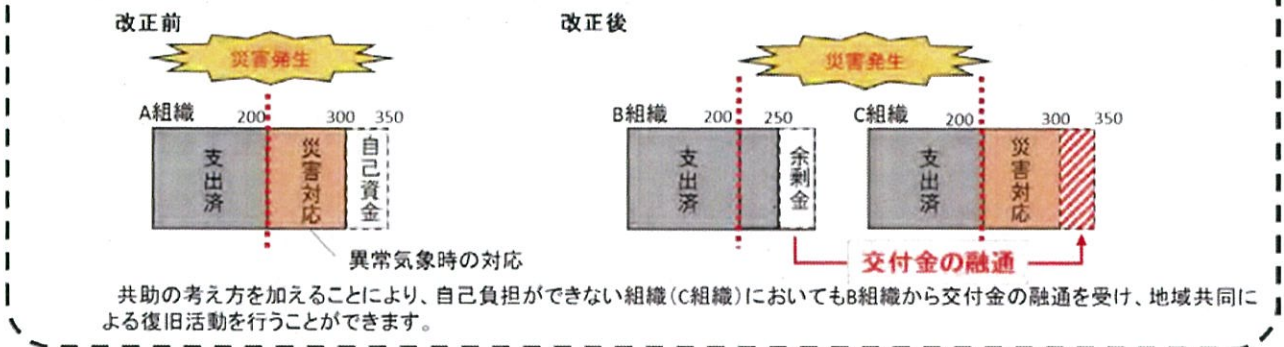
事務局からのお知らせ

令和2年度 制度の一部が見直されました。

【ポイント1】 災害時の交付金融通が可能となります。

甚大な自然災害により被災した場合、活動組織間で既配分の交付金の融通が可能となりました。

（想定）年交付額300万円の組織の場合



【ポイント2】 役員に女性が参画している場合、加算措置の要件が緩和されます。

加算措置「農村協働力の深化に向けた活動」に関する要件が変更されました。役員に女性が2名以上参画している場合、活動に参加する構成員割合要件が、8割以上から6割以上に緩和されます。これにより、女性も活動に参加しやすい環境・雰囲気づくりを後押しします。

【ポイント3】 「多面的機能の増進を図る活動」に含まれる取組内容を拡充しました。

1. 従来の対象活動「57 医療・福祉との連携」について、制度改正後には「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活動」へと変更されました。やすらぎや教育の機能といった、農業・農村が本来持つ魅力を活かした取組も対象になります。

<やすらぎの機能を活用した活動例>

都市部のNPO法人と連携して、希少植物等を楽しむ散策ルートの整備を行い、農村原風景探訪のイベントを開催。

<教育の機能を活用した活動例>

地域内外の小学校と連携して、アイガモ農法の体験学習やアイガモ農法を題材とした演劇を実施。



アイガモ農法の体験学習会

2. 従来の「55 防災・減災力の強化」について、制度改正後には「災害時における応急体制の整備」も対応可能となりました。

＜役員に防災担当を配置した活動例＞

水害防止活動を行う「自主防災組織」を設立し、活動組織の役員に防災担当を設置、「水を集落へ入れない。入ったら出す」を合言葉に5年間の戦略を作成し、水害対応時の各者の役割分担や水門等の操作方法について検討を行っている。

＜構成員や運営委員会の役割分担＞

災害時の迅速な対応を目的として、構成員、運営委員会、事務局それぞれの役割分担を明確にしている。被災規模に応じて構成員による共同活動、外注のどちらの手段を選択するかを事務局と運営委員会の協議で決定し、被災箇所の迅速な復旧対応を可能にしている。

【ポイント4】 研修メニューに「機械の安全使用に関する研修」を追加

すべての対象組織で、共同活動で使用する機械または使用頻度が高い機械の安全使用に関する研修や講習会を、活動期間中に1回以上開催またはそれに参加することとし、安全な使用の徹底を目指します。



（研修会の実施）



（組織が作成した研修会テキスト）

緊急事態宣言が解除されたことにより、新型コロナウイルス感染対策も新たな段階に入りました。これから本格的に活動を始めようと計画されている組織にあたっては、「3つの密」①密閉空間②密集場所③密接場面を避けつつ、ウィルス感染防止を第一に活動を実施して下さい。

日頃の皆さまの活動を「たより」に紹介しますので、紹介を希望される方は事務局までどんどん投稿して下さい。

投稿先 〒514-0006 津市広明町330番地  
三重県農地・水・環境保全向上対策協議会  
TEL：059-226-4824 FAX：059-225-7332